



発行 新潟県

第1号
平成26年1月7日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

規 則

- 1 新潟県河川法施行細則の一部を改正する規則 (河川管理課)

訓 令

- 1 新潟県河川監理員規程の一部改正 (河川管理課)

告 示

- 1 県税の収納事務の委託 (税務課)
- 2 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定 (福祉保健課)
- 3 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届 (福祉保健課)
- 4 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届 (福祉保健課)
- 5 土地改良区役員の就任届 (農地計画課)
- 6 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)
- 7 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)
- 8 都市計画の変更案の縦覧 (都市政策課)
- 9 都市計画の変更案の縦覧 (都市政策課)

公 告

- 予算の公表 (財政課)
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民生活課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施 (病院局業務課)

選挙管理委員会告示

- 1 個人演説会等を開催することのできる施設の異動報告 (選挙管理委員会)

規 則

新潟県河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 1月 7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第 1 号

新潟県河川法施行細則の一部を改正する規則

新潟県河川法施行細則（昭和40年新潟県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（申請書等の写しの提出部数）</p> <p>第 3 条 省令別表第 1 から別表第 3 までの規定による許可、<u>登録</u>、承認若しくは完成検査の申請書又は届出書の写しは、次の表に掲げる部数を提出しなければならない。ただし、必要があると認める場合は、この部数を増加することがある。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（許可申請書等の経由）</p> <p>第 4 条 法、政令又は条例の規定による許可、<u>登録</u>、承認、完成検査若しくは裁定の申請、届出又は意見の申出のうち知事に対するものは、所轄の地域振興局を経由して提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（流水占用料等の納入）</p> <p>第 6 条 条例第 5 条第 1 項に規定する流水占用料等（以下「流水占用料等」という。）は、<u>同項第 1 号</u>に規定する発電水利使用料（以下「発電水利使用料」という。）にあつては知事が発行する納入通知書により、その他の流水占用料等にあつては地域振興局長が発行する納入通知書により毎年度その指定する期限までに納入しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（申請書等の写しの提出部数）</p> <p>第 3 条 省令別表第 1 から別表第 3 までの規定による許可、承認若しくは完成検査の申請書又は届出書の写しは、次の表に掲げる部数を提出しなければならない。ただし、必要があると認める場合は、この部数を増加することがある。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（許可申請書等の経由）</p> <p>第 4 条 法、政令又は条例の規定による許可、承認、完成検査若しくは裁定の申請、届出又は意見の申出のうち知事に対するものは、所轄の地域振興局を経由して提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（流水占用料等の納入）</p> <p>第 6 条 条例第 1 条に規定する流水占用料等（以下「流水占用料等」という。）は、<u>条例第 2 条第 1 項第 1 号</u>に規定する発電水利使用料（以下「発電水利使用料」という。）にあつては知事が発行する納入通知書により、その他の流水占用料等にあつては地域振興局長が発行する納入通知書により毎年度その指定する期限までに納入しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



◎新潟県訓令第1号

土木部河川管理課
地域振興局

新潟県河川監理員規程（昭和40年3月新潟県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成26年1月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職務権限)</p> <p>第3条 監理員は、法第20条、第23条、<u>第23条の2</u>、<u>第24条から第27条まで</u>、第30条、第31条第2項、第55条第1項若しくは第57条第1項の規定若しくは第28条若しくは第29条の規定に基づく政令若しくは新潟県河川法施行条例（平成11年新潟県条例第65号）の規定又はこれらの規定に基づく処分違反している者（法第75条の規定による処分又は第90条第1項の規定による条件に違反している者を含む。）に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を指定する権限を行使するものとする。</p>	<p>(職務権限)</p> <p>第3条 監理員は、法第20条、第23条から第27条まで、第30条、第31条第2項、第55条第1項若しくは第57条第1項の規定若しくは第28条若しくは第29条の規定に基づく政令若しくは新潟県河川法施行条例（平成11年新潟県条例第65号）の規定又はこれらの規定に基づく処分違反している者（法第75条の規定による処分又は第90条第1項の規定による条件に違反している者を含む。）に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を指定する権限を行使するものとする。</p>

告 示

◎新潟県告示第1号

県税の収納事務の委託（平成25年1月新潟県告示第53号）の一部を次のように改正する。

平成26年1月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 委託を受けた者の名称中、「株式会社デイリーヤマザキ」を「山崎製パン株式会社」に改める。

◎新潟県告示第2号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年1月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	全快堂薬局五泉店	五泉市南本町1-5-2	居宅療養管理指導	H25.11.1
株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	全快堂薬局五泉店	五泉市南本町1-5-2	介護予防居宅療養管理指導	H25.11.1

株式会社ファーマ みらい	東京都世田谷区代 沢五丁目2番1号	みらいぼたん薬局	五泉市太田 2-6-44	居宅療養管理指 導	H25.11.1
株式会社ファーマ みらい	東京都世田谷区代 沢五丁目2番1号	みらいぼたん薬局	五泉市太田 2-6-44	介護予防居宅療 養管理指導	H25.11.1
株式会社ファーマ みらい	東京都世田谷区代 沢五丁目2番1号	ひまわり薬局	妙高市大字 田口144	居宅療養管理指 導	H25.11.1
株式会社ファーマ みらい	東京都世田谷区代 沢五丁目2番1号	ひまわり薬局	妙高市大字 田口144	介護予防居宅療 養管理指導	H25.11.1
株式会社ファーマ みらい	東京都世田谷区代 沢五丁目2番1号	中央薬局西長岡 店	長岡市鉄工 町1丁目1 番41号	居宅療養管理指 導	H25.11.1
株式会社ファーマ みらい	東京都世田谷区代 沢五丁目2番1号	中央薬局西長岡 店	長岡市鉄工 町1丁目1 番41号	介護予防居宅療 養管理指導	H25.11.1
株式会社ファーマ みらい	東京都世田谷区代 沢五丁目2番1号	中央薬局栃尾店	長岡市栄町 2丁目1番 45号	居宅療養管理指 導	H25.11.1
株式会社ファーマ みらい	東京都世田谷区代 沢五丁目2番1号	中央薬局栃尾店	長岡市栄町 2丁目1番 45号	介護予防居宅療 養管理指導	H25.11.1
株式会社ファーマ みらい	東京都世田谷区代 沢五丁目2番1号	あさひ薬局六日町 店	南魚沼市六 日町2637- 1	居宅療養管理指 導	H25.11.1
株式会社ファーマ みらい	東京都世田谷区代 沢五丁目2番1号	あさひ薬局六日町 店	南魚沼市六 日町2637- 1	介護予防居宅療 養管理指導	H25.11.1
クラフト株式会社	東京都千代田区丸 の内一丁目1番1 号	エイケン堂薬局	長岡市台町 1丁目8番 1号	居宅療養管理指 導	H25.11.1
クラフト株式会社	東京都千代田区丸 の内一丁目1番1 号	エイケン堂薬局	長岡市台町 1丁目8番 1号	介護予防居宅療 養管理指導	H25.11.1

クラフト株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号	エイケン堂薬局あけぼの店	長岡市曙3丁目4番20号	居宅療養管理指導	H25.11.1
クラフト株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号	エイケン堂薬局あけぼの店	長岡市曙3丁目4番20号	介護予防居宅療養管理指導	H25.11.1
クラフト株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号	エイケン堂薬局かわにし店	長岡市古正寺1丁目2839番地	居宅療養管理指導	H25.11.1
クラフト株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号	エイケン堂薬局かわにし店	長岡市古正寺1丁目2839番地	介護予防居宅療養管理指導	H25.11.1
クラフト株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号	エイケン堂四郎丸薬局	長岡市四郎丸4丁目6番19号	居宅療養管理指導	H25.11.1
クラフト株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号	エイケン堂四郎丸薬局	長岡市四郎丸4丁目6番19号	介護予防居宅療養管理指導	H25.11.1
クラフト株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号	エイケン堂薬局千手店	長岡市千手2丁目4番3号	居宅療養管理指導	H25.11.1
クラフト株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号	エイケン堂薬局千手店	長岡市千手2丁目4番3号	介護予防居宅療養管理指導	H25.11.1
株式会社アルプスビジネスクリエーション	東京都大田区雪谷大塚町1番7号	まちトレ柏崎比角	柏崎市長浜町1番40号	通所介護	H25.12.5
株式会社アルプスビジネスクリエーション	東京都大田区雪谷大塚町1番7号	まちトレ柏崎比角	柏崎市長浜町1番40号	介護予防通所介護	H25.12.5
株式会社福祉ネットワーク研究所	上越市五智4丁目9番20号	デイホーム登美の丘	上越市五智4丁目9番20号	通所介護	H25.12.1
株式会社福祉ネットワーク研究所	上越市五智4丁目9番20号	デイホーム登美の丘	上越市五智4丁目9番20号	介護予防通所介護	H25.12.1

◎新潟県告示第3号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永

住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年1月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
ケアプランセンター こころ	長岡市三ツ郷屋町293番 地11	長岡市三ツ郷屋2丁目 3-11	長岡市三ツ郷屋町293番 地11	H25.12.1
株式会社スマイルラ イフひだまり笑福庵	上越市大貫四丁目43番 15号	上越市大貫2152-24	上越市大貫四丁目43番 15号	H25.12.1

◎新潟県告示第4号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年1月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の 所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサー ビスの種類	廃止年月日
有限会社エイケン 堂薬局	長岡市上岩井 6509	有限会社エイケン 堂薬局	長岡市台町1丁目 8番1号	居宅療養管理 指導	H25.10.31
有限会社エイケン 堂薬局	長岡市上岩井 6509	有限会社エイケン 堂薬局	長岡市台町1丁目 8番1号	介護予防居宅 療養管理指導	H25.10.31
有限会社エイケン 堂薬局	長岡市上岩井 6509	有限会社エイケン 堂薬局あけぼの店	長岡市曙3丁目4 番20号	居宅療養管理 指導	H25.10.31
有限会社エイケン 堂薬局	長岡市上岩井 6509	有限会社エイケン 堂薬局あけぼの店	長岡市曙3丁目4 番20号	介護予防居宅 療養管理指導	H25.10.31
有限会社エイケン 堂薬局	長岡市上岩井 6509	有限会社エイケン 堂薬局かわにし店	長岡市古正寺1丁 目2839番地	居宅療養管理 指導	H25.10.31
有限会社エイケン 堂薬局	長岡市上岩井 6509	有限会社エイケン 堂薬局かわにし店	長岡市古正寺1丁 目2839番地	介護予防居宅 療養管理指導	H25.10.31
有限会社エイケン 堂薬局	長岡市上岩井 6509	有限会社エイケン 堂四郎丸薬局	長岡市四郎丸4丁 目6番19号	居宅療養管理 指導	H25.10.31
有限会社エイケン 堂薬局	長岡市上岩井 6509	有限会社エイケン 堂四郎丸薬局	長岡市四郎丸4丁 目6番19号	介護予防居宅 療養管理指導	H25.10.31

有限会社エイケン 堂薬局	長岡市上岩井 6509	有限会社エイケン 堂薬局千手店	長岡市千手2丁目 4番3号	居宅療養管理 指導	H25.10.31
有限会社エイケン 堂薬局	長岡市上岩井 6509	有限会社エイケン 堂薬局千手店	長岡市千手2丁目 4番3号	介護予防居宅 療養管理指導	H25.10.31
社会福祉法人十日 町福祉会	十日町市水口沢 99番地	ヘルパーステーシ ョン三好園しんぎ	十日町市新座甲 609番地2	訪問介護	H25.9.30
社会福祉法人十日 町福祉会	十日町市水口沢 99番地	ヘルパーステーシ ョン三好園しんぎ	十日町市新座甲 609番地2	介護予防訪問 介護	H25.9.30
社会福祉法人十日 町福祉会	十日町市水口沢 99番地	訪問介護ステーシ ョンみよし台	十日町市下条3丁 目496番地	訪問介護	H25.9.30
社会福祉法人十日 町福祉会	十日町市水口沢 99番地	訪問介護ステーシ ョンみよし台	十日町市下条3丁 目496番地	介護予防訪問 介護	H25.9.30
株式会社ジャパン ケアサービス	東京都豊島区北 大塚一丁目13番 15号	ジャパンケア長岡	長岡市喜多町 1051番地1吉沢ビ ル102	訪問介護	H25.11.30
株式会社ジャパン ケアサービス	東京都豊島区北 大塚一丁目13番 15号	ジャパンケア長岡	長岡市喜多町 1051番地1吉沢ビ ル102	介護予防訪問 介護	H25.11.30
株式会社幸庵	三条市三竹一丁 目15番2号	さくらデイサービ ス幸庵	三条市東本成寺 158-3	通所介護	H25.11.30
株式会社幸庵	三条市三竹一丁 目15番2号	さくらデイサービ ス幸庵	三条市東本成寺 158-3	介護予防通所 介護	H25.11.30
社会福祉法人長岡 福祉協会	長岡市深沢町字 高寺2278番地8	さくら訪問看護ス テーション	小千谷市小栗田 2732番地	訪問看護	H25.11.1
社会福祉法人長岡 福祉協会	長岡市深沢町字 高寺2278番地8	さくら訪問看護ス テーション	小千谷市小栗田 2732番地	介護予防訪問 看護	H25.11.1
株式会社みらい	新潟市西区平島 3丁目13Yビル 1階	あさひ薬局六日町 店	南魚沼市六日町 2637-1	居宅療養管理 指導	H25.10.31
株式会社みらい	新潟市西区平島 3丁目13Yビル 1階	あさひ薬局六日町 店	南魚沼市六日町 2637-1	介護予防居宅 療養管理指導	H25.10.31

◎新潟県告示第5号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、長岡市の信濃川左岸土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成26年 1 月 7 日

新潟県長岡地域振興局長

1 就 任

理事 長岡市神谷1565番地 丸山 信昭

" " 横山町1741番地 高坂 正司

就任年月日 平成25年12月14日

◎新潟県告示第 6 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年 1 月 7 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大沢山(1)地区	南魚沼市大沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢山(2)地区	南魚沼市大沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢(1)地区	南魚沼市大沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一ノ沢地区	南魚沼市大沢、君沢	次の図のとおり	土石流
三ノ沢地区	南魚沼市大沢、君沢	次の図のとおり	土石流
大沢川地区	南魚沼市大沢、君沢	次の図のとおり	土石流
清水沢(1)地区	南魚沼市大沢	次の図のとおり	土石流
清水沢(2)地区	南魚沼市大沢	次の図のとおり	土石流
大谷地の沢(1)地区	南魚沼市大沢	次の図のとおり	土石流
座沢地区	南魚沼市大沢	次の図のとおり	土石流
小田沢(1)地区	南魚沼市大沢	次の図のとおり	土石流
小田沢(2)地区	南魚沼市大沢	次の図のとおり	土石流
湯之入地区	南魚沼市大沢	次の図のとおり	地すべり
大沢地区	南魚沼市大沢	次の図のとおり	地すべり
登川地区	南魚沼市清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
清水 2 地区	南魚沼市清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飲用川(1)地区	南魚沼市清水	次の図のとおり	土石流

飲用川(2)地区	南魚沼市清水	次の図のとおり	土石流
柄沢川地区	南魚沼市清水	次の図のとおり	土石流
ロクロ沢地区	南魚沼市清水	次の図のとおり	土石流
大カニ沢地区	南魚沼市君沢	次の図のとおり	土石流
松沢川地区	南魚沼市君沢、下一日市	次の図のとおり	土石流
沙弥川地区	南魚沼市君沢、下一日市	次の図のとおり	土石流
北山根地区	南魚沼市麓	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麓(1)地区	南魚沼市麓	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麓(2)地区	南魚沼市麓	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城入沢(1)地区	南魚沼市麓	次の図のとおり	土石流
城入沢(2)地区	南魚沼市麓	次の図のとおり	土石流
城入沢(3)地区	南魚沼市麓	次の図のとおり	土石流
思川(1)地区	南魚沼市思川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
思川(2)地区	南魚沼市思川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
思川(4)地区	南魚沼市思川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中ノ沢地区	南魚沼市思川	次の図のとおり	土石流
北ノ沢地区	南魚沼市思川	次の図のとおり	土石流
谷地ヶ窪地区	南魚沼市思川	次の図のとおり	土石流
外林沢地区	南魚沼市思川	次の図のとおり	土石流
堂林川(1)地区	南魚沼市吉里	次の図のとおり	土石流
堂林川(2)地区	南魚沼市吉里	次の図のとおり	土石流
鎌倉沢川(1)地区	南魚沼市思川、吉里	次の図のとおり	土石流
鎌倉沢川(2)地区	南魚沼市吉里	次の図のとおり	土石流
足柄沢川地区	南魚沼市吉里	次の図のとおり	土石流

吉里地区	南魚沼市吉里	次の図のとおり	地すべり
岩之下地区	南魚沼市吉里	次の図のとおり	地すべり
岩之下(追加)地区	南魚沼市吉里	次の図のとおり	地すべり
蟹沢・方谷山地区	南魚沼市柳古新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
非野欠地区	南魚沼市柳古新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
浜の坂地区	上越市大字鍋ヶ浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鍋ヶ浦地区	上越市大字鍋ヶ浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鍋ヶ浦地区	上越市大字鍋ヶ浦、大字丹原	次の図のとおり	地すべり
丹原地区	上越市大字丹原、大字有間川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第7号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年 1月 7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大沢山(1)地区	南魚沼市大沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢山(2)地区	南魚沼市大沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢(1)地区	南魚沼市大沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一ノ沢地区	南魚沼市大沢、君沢	次の図のとおり	土石流
三ノ沢地区	南魚沼市大沢、君沢	次の図のとおり	土石流
大沢川地区	南魚沼市大沢、君沢	次の図のとおり	土石流

清水沢(1)地区	南魚沼市大沢	次の図のとおり	土石流
清水沢(2)地区	南魚沼市大沢	次の図のとおり	土石流
座沢地区	南魚沼市大沢	次の図のとおり	土石流
小田沢(1)地区	南魚沼市大沢	次の図のとおり	土石流
小田沢(2)地区	南魚沼市大沢	次の図のとおり	土石流
登川地区	南魚沼市清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
清水2地区	南魚沼市清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飲用川(1)地区	南魚沼市清水	次の図のとおり	土石流
飲用川(2)地区	南魚沼市清水	次の図のとおり	土石流
ロクロ沢地区	南魚沼市清水	次の図のとおり	土石流
松沢川地区	南魚沼市君沢、下一日市	次の図のとおり	土石流
北山根地区	南魚沼市麓	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麓(1)地区	南魚沼市麓	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麓(2)地区	南魚沼市麓	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城入沢(1)地区	南魚沼市麓	次の図のとおり	土石流
思川(1)地区	南魚沼市思川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
思川(2)地区	南魚沼市思川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
思川(4)地区	南魚沼市思川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中ノ沢地区	南魚沼市思川	次の図のとおり	土石流
堂林川(1)地区	南魚沼市吉里	次の図のとおり	土石流
堂林川(2)地区	南魚沼市吉里	次の図のとおり	土石流
鎌倉沢川(1)地区	南魚沼市思川、吉里	次の図のとおり	土石流
蟹沢・方谷山地区	南魚沼市柳古新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
浜の坂地区	上越市大字鍋ヶ浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鍋ヶ浦地区	上越市大字鍋ヶ浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
丹原地区	上越市大字丹原、大字有間川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第 8号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成26年 1月 7日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 都市計画の種類

長岡都市計画区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 長岡都市計画市街化区域

ア 追加する部分

長岡市上条町字八ツ口、字谷内、高畑町字下表及び町田町字寺田

イ 削除する部分

なし

(2) 長岡都市計画市街化調整区域

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

長岡市上条町字八ツ口、字谷内、高畑町字下表及び町田町字寺田

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 自 平成26年 1月 7日

至 平成26年 1月21日

(2) 場所

ア 長岡市四郎丸町173番地2 (〒940-8567)

長岡地域振興局地域整備部庶務課

イ 長岡市大手通2丁目6番地フェニックス大手イースト (〒940-0062)

長岡市都市整備部都市計画課

ウ 見附市昭和町2丁目1番1号 (〒954-8686)

見附市建設課

4 その他

この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に意見書を提出することができる。

◎新潟県告示第 9号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成26年 1月 7日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 長岡都市計画道路
- (2) 名称 3・3・51号 長岡見附バイパス
3・3・72号 長岡東西道路

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 3・3・51号 長岡見附バイパス

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

長岡市町田町字寺田、高畑町字上表及び字下表の各一部

- (2) 3・3・72号 長岡東西道路

ア 追加する部分

長岡市大宮町字善喜、西津町字前島及び字本田の各一部

イ 削除する部分

長岡市高畑町字下表、字上表、町田町字寺田、上条町字谷内、字八ツ口、字切欠、字八十刈、宮内町字鼠田、字山伏、笹崎1丁目、沢田1丁目、東宮内町、宮栄3丁目、宮栄4丁目、宮栄5丁目、要町1丁目、要町2丁目、西宮内1丁目、西宮内2丁目、左近1丁目、今井町字橋西、字元枕、大宮町字太田、字中長、字善喜、下山町字善喜、下山1丁目、才津東町、才津西町、西津町字前島、字本田及び新産3丁目の各一部

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 自 平成26年1月7日

至 平成26年1月21日

- (2) 場所

ア 長岡市四郎丸町173番地2 (〒940-8567)

長岡地域振興局地域整備部庶務課

イ 長岡市大手通2丁目6番地フェニックス大手イースト (〒940-0062)

長岡市都市整備部都市計画課

ウ 見附市昭和町2丁目1番1号 (〒954-8686)

見附市建設課

4 その他

この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に意見書を提出することができる。

公 告

予算の公表について（公告）

平成25年12月20日新潟県議会において議決された平成25年度新潟県一般会計補正予算、特別会計補正予算、企業会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成26年1月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

平成25年度新潟県一般会計補正予算

平成25年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,256,357千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,291,978,247千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正					
1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第7款 分担金及び負担金	第1項 分担金	千円 7,056,024	千円 889	千円 7,056,913	
		1,615,219	889	1,616,108	
第9款 国庫支出金	第1項 国庫負担金	166,975,105	2,505,652	169,480,757	
	第2項 国庫補助金	38,674,671	△ 203,276	38,471,395	
	第3項 国庫委託金	124,745,579	2,707,966	127,453,545	
		3,554,855	962	3,555,817	
第12款 繰入金	第2項 基金繰入金	50,153,045	60,009	50,213,054	
		49,239,781	60,009	49,299,790	
第13款 諸収入	第4項 貸付金収入	173,721,510	1,896,807	175,618,317	
	第5項 受託事業収入	131,645,718	1,833,333	133,479,051	
	第6項 収益事業収入	7,703,578	10,029	7,713,607	
		3,646,130	53,445	3,699,575	
第14款 県債	第1項 県債	284,092,900	1,793,000	285,885,900	
		284,092,900	1,793,000	285,885,900	
歳 入	合 計	1,285,721,890	6,256,357	1,291,978,247	

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 議 会 費	第1項 議 会 費	1,414,309 千円	△ 8,249	1,406,060 千円	
第2款 総 務 費	第1項 政 策 費	53,567,929	73,132	53,641,061	
	第2項 政 務 管 理 費	4,356,925	54,436	4,411,361	
	第3項 総 務 計 画 費	36,194,812	△ 6,388	36,188,424	
	第4項 統 計 調 査 費	586,515	4,824	591,339	
	第5項 徴 税 費	6,959,516	11,677	6,971,193	
	第6項 市 町 村 振 興 費	3,862,948	8,426	3,871,374	
	第7項 選 挙 委 員 会 費	1,213,660	582	1,214,242	
	第8項 人 事 委 員 会 費	148,618	△ 1,121	147,497	
	第9項 監 査 委 員 会 費	244,935	696	245,631	
第3款 県 民 生 活 ・ 環 境 費	第1項 県 民 生 活 管 理 費	11,103,988	14,467	11,118,455	
	第2項 防 災 費	1,982,661	△ 33,596	1,949,065	
	第3項 環 境 企 画 費	5,839,051	19,422	5,858,473	
	第4項 環 境 対 策 費	864,863	25,296	890,159	
	第5項 環 境 対 策 費	356,775	5,782	362,557	
	第6項 廃 棄 物 対 策 費	2,060,638	△ 2,437	2,058,201	

第4款 福祉保健費	第1項 福祉保健費 第2項 福祉指導費 第3項 福祉指事費 第4項 看護職員確保対策費 第5項 高齢福祉保健費 第6項 健康対策費 第7項 生活衛生費 第8項 障害福祉費 第9項 児童家庭費	147,913,563 17,754,439 41,755,741 7,861,144 1,771,584 38,571,298 5,754,760 1,649,800 17,867,801 14,926,996	38,549 40,024 1,900 71,497 39,162 △ 7,159 17,349 △ 4,884	147,952,112 17,794,463 41,757,641 7,932,641 1,810,746 38,569,075 5,761,919 1,667,149 17,726,598 14,931,880
第5款 労働費	第1項 労働委員会費 第2項 労働雇用費 第3項 職業能力開発費	8,673,660 129,432 6,143,081 2,401,147	△ △ 2,016 △	8,672,655 128,164 6,145,097 2,399,394
第6款 産業費	第1項 産業政策費 第2項 産業振興費 第3項 商業振興費 第4項 商産立地費 第5項 産産観光費	137,830,340 5,123,106 1,632,972 118,018,559 11,195,174 1,860,529	1,901,288 45,463 27,295 1,825,680 △ 6,210	139,731,628 5,168,569 1,660,267 119,844,239 11,191,814 1,866,739
第7款 農林水産業費		82,631,276	45,978	82,677,254

第1項	農業	総務	費	3,409,682	4,432	3,414,114
第2項	地域農	政推	費	6,460,380	△	6,457,587
第3項	産園	芸	費	1,302,720	△	1,304,247
第4項	経営	普及	費	3,957,986	△	3,945,188
第5項	食産	流通	費	290,939		295,194
第6項	畜産	業	費	840,413		841,785
第7項	水産	業	費	4,443,409	△	4,424,910
第8項	林業		費	17,636,098	30,277	17,666,375
第9項	農地	管理	費	2,790,695	882	2,791,577
第10項	農地	地盤整	費	40,312,797	57,074	40,369,871
第11項	農地	地計	費	1,186,157	△	1,166,406
第8款	土	木	費	166,334,542	1,149,106	167,483,648
第1項	土	管理	費	10,905,155	110,473	11,015,628
第2項	道	橋り	費	55,228,445	17,910	55,246,355
第3項	河	川	費	33,093,485	1,009,642	34,103,127
第4項	砂	防	費	13,673,203	23,397	13,696,600
第5項	都	市	費	5,918,421	△	5,907,380
第6項	建	築	費	19,981,803	25,291	20,007,094
第7項	交	通	費	17,364,857	△	17,338,291
第9款	警	察	費	49,614,546	△	49,330,510
		管	費	46,331,519	△	46,047,483

第10款 教 育 費	第1項 教 育 総 務 費	215,181,658	△	968,919	214,212,739
	第2項 小 中 学 校 費	4,632,125	△	104,176	4,527,949
	第3項 高 等 学 校 費	129,520,526	△	760,094	128,760,432
	第4項 特 別 支 援 学 校 費	48,265,718	△	1,301	48,264,417
	第8項 私 学 教 育 振 興 費	17,249,244	△	105,962	17,143,282
		10,523,814		2,614	10,526,428
第11款 災 害 復 旧 費	第1項 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	11,514,287		4,296,046	15,810,333
	第2項 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,879,891	△	20,290	3,859,601
	第3項 教 育 施 設 災 害 復 旧 費	7,575,190		4,308,990	11,884,180
		59,206		7,346	66,552
歳 出	合 計	1,285,721,890		6,256,357	1,291,978,247

第2表 債務負担行為補正 1 追加								
事	項	期	間	限	度	額	説	明
	新潟県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業委託契約	平成	26	年	度	704,000千円		
	新潟県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金交付決定	平成	26	年	度	712,000千円		
	関西情報発信拠点施設改装業務委託契約	平成	26	年	度	16,968千円		
	関西情報発信拠点施設賃貸借契約	平成	26	年	度	98,658千円		
	原発稼働停止緊急利子補給契約	平成	26	年	度			原発稼働停止緊急利子補給金交付要綱に基づき、融資機関が県セーフティネット資金(経営支援枠)原発稼働停止対応要件を総額2,480,000千円の範囲内で県の承認を得て中小企業者等に融通する場合、利子補給率年1.9パーセント以内として算定した額
	県営漁港災害復旧工事請負契約	平成	26	年	度	20,000千円		
	県営漁港維持補修工事請負契約	平成	26	年	度	2,000千円		
	県営漁港整備工事請負契約	平成	26	年	度	5,000千円		
	県営漁港調査委託契約	平成	26	年	度	10,000千円		
	土砂災害緊急治山事業工事請負契約	平成	26	年	度	20,000千円		

土砂災害緊急治山工事調査委託契約	平成26年度	10,000千円
県道佐渡一周線信号機賃借契約	平成26年度から 平成27年度まで	6,000千円
一級河川十二沢川床上浸水対策特別緊急工事費用負担 協定 (相手方 北陸地方整備局)	平成26年度から 平成27年度まで	395,000千円
新潟スタジアムネーミングライツ業務委託契約	平成26年度から 平成28年度まで	42,000千円
魚沼基幹病院看護師宿舎建設工事請負契約	平成26年度	586,983千円
土木施設等環境整備対策工事請負契約	平成26年度	69,200千円
道路維持調査委託契約	平成26年度	37,000千円
道路維持管理工事請負契約	平成26年度	200,000千円
道路維持管理委託契約	平成26年度	600,000千円
奥只見シルバレーライン維持管理委託契約	平成26年度	35,000千円
弥彦山・七浦道路維持管理工事請負契約	平成26年度	7,000千円
舗装道維持修繕工事請負契約	平成26年度	141,000千円
道路改築整備工事請負契約	平成26年度	370,000千円
地方特定道路整備工事請負契約	平成26年度	380,000千円

防災・防雪施設維持修繕工事請負契約	平成26年度	10,000千円
道路安全施設工事請負契約	平成26年度	423,000千円
道路改善工事請負契約	平成26年度	44,000千円
道路防災対策工事請負契約	平成26年度	50,000千円
舗装道補修工事請負契約	平成26年度	836,000千円
防災・防雪施設補修工事請負契約	平成26年度	30,000千円
道路除雪付帯工事請負契約	平成26年度	82,000千円
道路融雪施設補修工事請負契約	平成26年度	400,000千円
道路融雪施設管理工事請負契約	平成26年度	63,000千円
河川調査委託契約	平成26年度	80,000千円
防災情報施設保守点検業務委託契約	平成26年度	50,000千円
河川維持工事請負契約	平成26年度	371,000千円
河川維持流量観測委託契約	平成26年度	3,000千円
河川海岸巡視委託契約	平成26年度	62,000千円

河川施設補修工事請負契約	平成26年度	50,000千円
河川整備工事請負契約	平成26年度	60,000千円
海岸維持工事請負契約	平成26年度	5,000千円
海岸施設補修工事請負契約	平成26年度	40,000千円
海岸整備工事請負契約	平成26年度	3,000千円
ダム堆砂測量委託契約	平成26年度	9,000千円
ダム流木処理業務委託契約	平成26年度	4,000千円
災害関連緊急調査委託契約	平成26年度	7,000千円
砂防工事請負契約	平成26年度	35,000千円
土砂災害緊急工事請負契約	平成26年度	80,000千円
地すべり防止工事調査委託契約	平成26年度	8,000千円
港湾整備工事請負契約	平成26年度	58,800千円
廃棄物埋立施設工事調査委託契約	平成26年度	1,000千円
港湾維持修繕工事請負契約	平成26年度	16,500千円

港湾等調査委託契約	平成26年度	26,500千円	
施設補修工事請負契約	平成26年度	3,000千円	
安全運転管理者講習委託契約	平成26年度	32,670千円	
交通安全施設整備工事請負契約	平成26年度	200,000千円	
特別支援学校給食業務委託契約	平成26年度から平成28年度まで	73,130千円	

第3表 地方債補正 1 変更										
起債の目的	補		正			前		正		後
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	千円	起債の方法	利率	
河川事業費	11,989,000		普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれ発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	12,088,000				
災害復旧事業費	3,414,000					5,097,000			補正前に同じ	
行政改革推進債	9,333,000					9,344,000				
合計	284,092,900					285,885,900				

平成25年度新潟県流域下水道事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,041千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,709,569千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 流域下水道事業収入		千円 14,720,610	千円 △ 11,041	千円 14,709,569	
	第5項 繰入金	1,982,660	△ 11,041	1,971,619	
歳入	合計	14,720,610	△ 11,041	14,709,569	

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 流域下水道事業費		千円 14,620,244	△ 11,041	千円 14,609,203	
	第2項 建設費	6,280,993	△ 11,041	6,269,952	
歳	出	14,720,610	△ 11,041	14,709,569	
	合 計				

平成25年度新潟県電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成25年度新潟県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計
第1款 電気事業費用	4,217,127	△ 22,343	4,194,784
第1項 営業費用	3,733,291	△ 21,620	3,711,671
第3項 事業外費用	20,967	△ 723	20,244

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職員給与費	千円 824,900	千円 802,557

平成25年度新潟県工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成25年度新潟県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用水道事業費用	2,570,244	△ 13,274	2,556,970
第1項 営業費用	2,510,343	△ 13,274	2,497,069

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職員給与費	千円 423,538	千円 410,264

平成25年度新潟県工業用地造成事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成25年度新潟県工業用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用地造成事業費用	2,366,483	△ 2,812	2,363,671
第1項 営業費用	2,309,110	△ 2,812	2,306,298

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額 千円	変 更 金 額 千円
職員給与費	55,196	52,384

平成25年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成25年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院事業費用	74,925,572	78,435	75,004,007
第1項 医療費用	72,813,618	77,453	72,891,071
第2項 医療外費用	2,111,754	982	2,112,736

(資本的支出)

第3条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,239,771千円は、過年度分損益勘定留保資金2,573,503千円及び当年度分損益勘定留保資金1,666,268千円で補てんするものとする。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	8,235,336	555	8,234,781
第1項 建設改良費	2,924,370	555	2,923,815

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
P E T - C T 整 備 事 業	平成26年度から 平成27年度まで		515,666 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職 員 給 与 費	39,493,884 千円	39,571,764 千円

平成25年度新潟県魚沼基幹病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成25年度新潟県魚沼基幹病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
魚沼基幹病院看護師宿舍建設工事委託契約		平成26年度				千円 586,983

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成26年1月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日
平成25年12月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人上越ラジコン倶楽部
- 3 代表者の氏名
佐野 武敏
- 4 主たる事務所の所在地
上越市藤巻1番23号
- 5 定款に記載された目的
この法人はラジコン模型機の操縦を行うためのフィールド整備及びラジコン模型愛好家に対する安全操作に関する啓発活動を行い、ラジコン模型機を安全に楽しむための環境を整備することを目的とする。
また、広く市民に対して、ラジコン模型機の普及を図り、余暇活動の充実に寄与していくとともに、ラジコン模型機の操縦を通じ、創造力と感性を育む事業を行い、科学技術の振興に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 科学技術の振興を図る活動
 - (2) 社会教育の推進を図る活動
 - (3) 環境の保全を図る活動

病院局公告**一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ナースカート及び周辺備品について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年1月7日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
ナースカート及び周辺備品 1式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成26年4月25日（金）
 - (4) 納入場所
新潟県立新発田病院
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。

- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登録されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例第 6 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588
新潟県新発田市本町 1 丁目 2 番 8 号
新潟県立新発田病院経営課
電話番号 0254-22-3121 内線2516

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記 3 (1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

平成26年 1 月 17 日 (金) 午後 5 時 00 分

4 入札、開札の日時及び場所

平成26年 1 月 22 日 (水) 午前 10 時 00 分
新潟県立新発田病院 5 階大会議室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第 5 号。以下「規程」という。）第186条第 3 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記 3 (3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

② 契約額における消費税率は、来年度以降の履行に係る部分も含めて 5 %とする。なお、消費税率が改正された場合には、変更契約を締結するものとする。

③ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟県選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成26年1月7日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
石山保育園	新潟市東区中野山8 丁目13番1号 （旧新潟市東区石山 団地18番1号）	遊戯室	93.00	平成25年12月15日